

令和元年度特別監察報告書

令和2年3月

国土交通省大臣官房監察官室

目次

第 1	はじめに	1
第 2	監察事項等	3
第 3	対象機関ごとの担当監察官及び現地監察実施期間	4
第 4	監察結果	5
I.	対象機関における取組状況	5
	(1) 講習会等コンプライアンス意識の徹底に関する取組	5
	(2) 事業者・OBとの接触・対応に関する取組	6
	(3) 機密情報管理の徹底に関する取組	7
	(4) 応札・落札状況の分析に関する取組	8
II.	提示意見	9
	(1) 講習会等コンプライアンス意識の徹底に関する取組	9
	(2) 事業者・OBとの接触・対応に関する取組	10
	(3) 機密情報管理の徹底に関する取組	11
	(4) 応札・落札状況の分析に関する取組	12
	(5) 提示意見に対する取組状況についての地方整備局等による 監査の実施について	13
(別添)	対象機関における取組状況	14

(参考 1) 令和元年度特別監察報告書 (概要)

(参考 2) 高知県内における入札談合事案に関する調査報告書 (抄)

(参考 3) 平成 3 1 年度監察基本計画

第1 はじめに

平成24年10月に高知県内の国土交通省の事務所における入札談合等関与行為に対する公正取引委員会からの改善措置要求とともに、省全体としての改善措置を求める要請を受けたことを踏まえ、国土交通省では、平成25年3月に「高知県内における入札談合事案に関する調査報告書」（以下「調査報告書」という。）をとりまとめ、再発防止対策を講じた。

調査報告書では、再発防止対策の一つとして、「談合情報対応マニュアル等に沿って提供された情報や事務所ごとの落札率、応札状況等の分析により、毎年度、一定の事務所を抽出して、再発防止対策の実効性の検証を行う観点から、本省主導による抜き打ちの特別監察を実施する」ものとしている。

このため、平成25年度以降、入札談合等関与行為の再発防止対策の実効性の検証を行う観点から、再発防止対策の実施状況を点検し、問題点の把握及び改善の動機付けを行うこと等を目的とした特別監察を実施している。

以下、地方整備局の事務所及び内閣府沖縄総合事務局の事務所（ただし、開発建設部所管の事務所に限る。）並びに北海道開発局の開発建設部を「事務所等」といい、地方整備局本局及び北海道開発局本局並びに内閣府沖縄総合事務局開発建設部を「本局」という。

(参考)

「高知県内における入札談合事案に関する調査報告書」における再発防止対策（概要）

1. コンプライアンス推進の強化

- (1) 地方整備局ごとにコンプライアンス推進本部を設置
- (2) コンプライアンス・アドバイザー委員会の設置
- (3) 違法性の認識に関する研修の徹底
 - ・ 研修において十分に認識させるべき内容（懲戒処分等）や、グループ討議方式等の手法の積極的な採用
 - ・ 国土交通大学校の研修との有機的な連携や、一人の職員が繰り返し倫理研修を受けるような体制の構築
- (4) 意識改革に向けた取組
 - ・ 事業者との接触ルールの明確化・徹底等を通じた抜本的な意識改革
 - ・ 事務所副所長室の可視化、大部屋化の実施やオープンな接客室の設置等
- (5) 不当な働きかけに対する報告の徹底
- (6) 地方整備局幹部への任用前における適格性の厳正な評価

2. 入札契約手続きの見直しと情報管理の徹底

- (1) 予定価格作成時期の後倒し等不正が発生しにくい制度への見直し
 - ・ 予定価格作成時期の後倒し及び入札書と技術提案書の同時提出
 - ・ 積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保
 - ・ 技術提案書における事業者名のマスキングの必要性の検証
- (2) 総合評価落札方式における評価の厳正な運用
- (3) 情報管理の徹底
 - ・ 機密情報に関する管理方法及び管理責任者の明確化・ルール化
 - ・ 機密情報を電子データとして保管する場合における情報管理の徹底

3. ペナルティの強化

- (1) 談合業者のうち首謀者に対する違約金の引き上げ
- (2) 誓約書の提出者に対する措置の強化

4. 再発防止策の実施状況及び実効性の定期的検証

- (1) コンプライアンス推進本部によるモニタリング等
- (2) 事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開の強化
 - ・ 一般土木工事又は港湾土木工事の落札率（月平均・年平均）の公表
 - ・ 一般土木工事又は港湾土木工事の事業者別年間受注額・受注割合の公表
- (3) 抜き打ち本省特別監察の実施
- (4) 談合疑義案件に対する厳正な対応

5. 再就職の自粛要請

6. 再発防止対策の周知

第2 監察事項等

平成31年度監察基本計画に基づき、以下により監察を実施した。

I. 監察事項等

1. 監察事項

入札契約事務その他の業務の適正な執行等を確保するために必要な事項

2. 重点項目

令和元年度の特別監察は、事務所等に対して、入札契約事務その他の業務の適正な執行等を確保するために必要な事項として、特に以下の4項目に重点を置いて実施した。

- (1) 講習会等コンプライアンス意識の徹底に関する取組
- (2) 事業者・OBとの接触・対応に関する取組
- (3) 機密情報管理の徹底に関する取組
- (4) 応札・落札状況の分析に関する取組

II. 対象機関

北海道開発局 稚内開発建設部
北陸地方整備局 高田河川国道事務所、神通川水系砂防事務所
中部地方整備局 越美山系砂防事務所
四国地方整備局 大洲河川国道事務所

III. 実施方法

- ・ 監察対象機関である事務所等に対し、ヒアリング事項を送付
- ・ 監察対象機関において、事務所長等の幹部職員に対するヒアリング及び現地の取組状況（機密情報管理等）を確認
- ・ 監察終了後、局長・副局長等の幹部職員に対し、監察結果を報告

第3 対象機関ごとの担当監察官及び現地監察実施期間

対象機関	担当監察官	実施期間
北海道開発局 稚内開発建設部	総括監察官 青木 栄治 監察官 佐渡 周子 監察官 草野 真一 監察官 丸地 英明 監察官 青山 茂樹	令和元年7月9日及び 7月10日
四国地方整備局 大洲河川国道事務所	総括監察官 青木 栄治 監察官 佐渡 周子 監察官 丸地 英明	令和元年9月4日及び 9月5日
北陸地方整備局 高田河川国道事務所 神通川水系砂防事務所	総括監察官 青木 栄治 監察官 草野 真一 監察官 丸地 英明	令和元年10月8日から 10月10日まで
中部地方整備局 越美山系砂防事務所	総括監察官 青木 栄治 監察官 佐渡 周子 監察官 丸地 英明	令和元年11月20日及び 11月21日

第4 監察結果

I. 対象機関における取組状況

現地における特別監察において確認した取組状況の概要は、以下のとおりである。

(1) 講習会等コンプライアンス意識の徹底に関する取組

① 調査報告書における主な再発防止対策

- 違法性の認識に関する研修の内容について、入札談合等関与行為が発覚しないことはあり得ないこと及び入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされることを十分に認識させるものとする。
- 上記研修の手法について、グループ討議方式、eラーニングによるポイント学習方式、理解度テストの活用等を積極的に採り入れる。
- 一人の職員が繰り返し倫理研修を受けるような体制を作る。

② 対象機関における取組状況

監察の結果、全ての事務所等において、職員の講習会等（コンプライアンス研修、講義、講座、コンプライアンス・ミーティング等各種取組を含む。以下「講習会等」という。）の受講状況を把握し、未受講者に対してはフォローするなどして、全職員に年1回は講習会等を受講させる体制を確保していた。

また、全ての事務所等において、違法性の認識に関する講習会等の内容は、上記各事項を認識させるとともに、自ら望まなくとも周囲の状況により入札談合に巻き込まれることがあり得ること及び過去に生じた不祥事案の要因・背景を周知、認識させるものとしていた。

さらに、講習会等において、㉗発注担当職員に対して同一地方整備局等内の他の職員が機密情報を要求する行為についても、発注者綱紀保持規程違反となること、㉘報告は職員に課された義務であること、㉙報告窓口となる発注者綱紀保持担当者名・連絡先等に関すること、㉚報告を怠った場合には処分があり得ることについて、周知、認識させるものとしていた。

また、全ての事務所等において、入札契約事務に関する機密情報を多く保有し、不当な働きかけを受けやすい発注担当職員に対する注意喚起を徹底していた。

以上のように、全ての事務所等において、講習会等の内容に創意工夫を凝らすなど、マンネリ化防止の観点も含め、様々な取組を行っていた。

(2) 事業者・OBとの接触・対応に関する取組

① 調査報告書における主な再発防止対策

○ 意識改革に向けた取組

- ・ 事業者との接触ルールを明確化・徹底する。
- ・ 事務所副所長室の可視化、大部屋化等を行うとともに、事業者との対応は、執務室の外に、オープンな接客室を設けて、外からも容易に見えるようにする。

○ 不当な働きかけに対する報告の徹底

- ・ 入札契約に関する業務について事業者・OBから不当な働きかけを受けた場合には、毅然と対応するとともに、その内容の記録、直属の上司及び本局の局長への報告を義務付ける。

② 対象機関における取組状況

監察の結果、全ての事務所等において、事業者等との接触ルールが「発注者綱紀保持規程」等によって明確化されていた。そのうえで、多くの事務所等において、事業者等との対応は、原則として、執務スペースの外のオープンな場所で複数の職員により実施していた。また、オープンな場所で複数の職員により対応をすることができない場合、各地方整備局等の発注者綱紀保持マニュアルに基づき、事前に所属長等の承諾を得るなどの対応をしていた。

また、全ての事務所等において、積算業務、技術審査・評価業務等を担当する課室において、常時、掲示等により周知のうえ、事業者等の自由な出入りを制限していた。

さらに、全ての事務所等において、地方整備局の事務所副所長及び北海道開発局の開発建設部次長（以下「副所長等」という。）室の可視化、大部屋化等を実施していた。

なお、全ての事務所等において、不当な働きかけを受けた場合には、その内容の記録、局長等への報告が「発注者綱紀保持規程」によって義務付けられていたが、過去5年間において、実際に不当な働きかけを受けたという事案はなかった。

(3) 機密情報管理の徹底に関する取組

① 調査報告書における主な再発防止対策

- 予定価格の作成を入札書の提出後に行う。
- 入札書と技術提案書を同時に提出させる。
- 積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を確保する。
- 技術提案書における事業者名のマスキングの必要性について過度な事務負担となっていないか検証する。
- 機密情報に関する管理方法及び管理責任者について明確化・ルール化を行う。
- 機密情報を電子データとして保管する場合にはアクセス制限、パスワード管理等技術的セキュリティの強化を図るなどする。

② 対象機関における取組状況

監察の結果、全ての事務所等において、上記全ての再発防止対策に取り組んでいた。

しかし、積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保に関し、一部の事務所等において、情報を取り扱う者は異なっていたものの、同じ課室で、積算業務と技術評価業務の両方の情報を取り扱っており、今後更なる改善が望まれる状況であった。

また、全ての事務所等において、技術提案書等の工事の履行確認に必要な情報について、当該工事の担当者以外の者へ情報が漏洩しないよう、書類等を担当の主任監督員に手渡しのうえ、施錠できる書庫等にて管理していた。しかし、一部の事務所等においては、書類等を施工計画反映確認後に裁断処分するという運用が十分になされていなかった。

さらに、「発注者綱紀保持規程」等においては、「情報管理総括責任者」は、発注する工事の種類（河川改修、道路維持等）及び入札関連情報等の種類ごとに、「情報管理責任者」及び「業務上取り扱う者」を「情報管理整理役職表」において指定することとされており、全ての事務所等において、「情報管理整理役職表」を作成・更新していた。しかし、一部の事務所等においては、情報を取り扱う者について、一部記載漏れがみられた。

また、情報管理のルールが守られているかどうかについては、「情報管理責任者」が定期的に（少なくとも毎年度1回）点検し、その結果を「情報管理総括責任者」に報告することとされており、全ての事務所等において、点検及び報告を行っていた。しかし、一部の事務所等においては、点検結果報告書の記載と情報管理整理役職表の記載との間に齟齬がみられた。

(4) 応札・落札状況の分析に関する取組

① 調査報告書における主な再発防止対策

- 事務所ごとに年間を通じた応札状況の傾向等についてホームページで公表するなど透明化・情報公開を強化する。
 - ・ 一般土木工事又は港湾土木工事の落札率（月平均・年平均）の公表
 - ・ 一般土木工事又は港湾土木工事の事業者別年間受注額・受注割合の公表

② 対象機関における取組状況

監察の結果、全ての事務所等において、一般土木工事につき、月次入札状況、入札結果データ、事務所ごとの平均落札率、事業者ごとの当初契約額・受注割合等のデータをホームページ上に公開し、順次更新していた。

なお、今回の対象機関においては、平均落札率が高止まりしている、平均入札参加者が少ないなどの状況にあり、その状況を認識していた。しかしながら、競争性を阻害するような事象を把握し、それに対処するためには、必要に応じ、分析方法の工夫や競争性の確保に向けたなお一層の取組を行うことが望ましい状況であった。

また、全ての事務所等において、談合疑義事実処理マニュアルの運用にあたっては、各地方整備局等で定めた事務処理手続きに基づき、適切に運用していた。

II. 提示意見

監察の結果、必要と認める事項について提示する意見は、以下のとおりである。

(1) コンプライアンス意識の徹底に関する取組

入札契約事務に係るコンプライアンスに関して、対象者、内容、頻度を適切に設定した講習会（コンプライアンス研修、講義、講座）、コンプライアンス・ミーティング等各種取組を行うことで、全ての職員に繰り返しその重要性を認識させる機会を確保し、コンプライアンス意識が希薄にならないよう継続的な取組を実施することが重要である。

1) 全職員の講習会等の受講の徹底

事務所等及び本局においては、違法性の認識に関する講習会等の徹底の観点から、改めて、全ての職員に自分の身近な問題として認識させるため、講習会等の実施にあたっては、以下の点に留意し、受講の徹底を図ること。

- ・コンプライアンス推進計画等において、全職員に年1回以上、入札契約事務に係る講習会等を受講させることについて目標を設定すること
- ・(本局においては管内の全事務所等を含む) 全職員の上記講習会等の受講状況を把握すること
- ・講習会未受講者がいる場合、その者に講習会の受講と同等の効果を得るための具体的な取組を行うこと
- ・発注担当職員は、入札契約事務に関する機密情報を多く保有しており、不当な働きかけを受けやすい立場にあることを踏まえ、本局で行う担当者会議等の議題にコンプライアンスを取り上げる、事務所等でコンプライアンス・ミーティングを定期的を開催するなどして、当該職員の入札契約事務に係るコンプライアンス意識のさらなる徹底を図ること

2) 全職員に講習会等において重点的に伝えるべき事項の留意

事務所等及び本局においては、全職員に以下の事項を重点的に伝えることに留意して、講習会等に取り組むこと。

- ① 全ての職員に自分の身近な問題として認識させるとともに、違法行為を抑止する観点からの事項
 - ・入札談合等入札に関する違法行為に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされること
 - ・自ら望まなくとも、周囲の状況次第で入札談合等入札に関する違法行為に巻き込まれることがあり得ること

・過去に生じた不祥事案及びその具体的な要因・背景

② 発注者綱紀保持の徹底及び違法行為の抑止の観点から、外部の者からの不当な働きかけに関する報告のみならず、同一地方整備局等内の他の職員による発注者綱紀保持規程違反に関する報告に関する事項

- ・発注担当職員に対して同一地方整備局等内の他の職員が機密情報を要求する行為についても、違法、不当な行為として、発注者綱紀保持規程違反となること
- ・報告は職員に課された義務であること
- ・報告窓口となる発注者綱紀保持担当者名・連絡先等に関すること
- ・報告を怠った場合には処分があり得ること

(2) 事業者・OBとの接触・対応に関する取組

事業者・OBとの接触・対応に当たっては、入札談合への関与や機密情報漏洩等を防止すること及び国民の疑惑を招かないことが必要であり、不祥事を繰り返さないための取組を継続することが重要である。

1) 事業者等との執務スペースの外のオープンな場所での対応の徹底

事務所等及び本局においては、発注担当職員は、事業者等との応接に当たっては、原則として、執務スペースの外に、オープンな接客室等を設けて、複数の職員により対応するとともに、これによることができない場合は事前に所属長等の承諾を得るなど、発注者綱紀保持規程等に定められた事業者等との応接方法の徹底を図ること。

特に、複数の職員により対応することが困難な出張所等の少人数官署においては、事業者等との応接に当たっては、各地方整備局等の発注者綱紀保持規程等において定められたルールについて、より徹底を図ること。

2) 積算業務、技術審査・評価業務等を担当する課室への自由な出入りの制限

事務所等及び本局においては、仕様書及び設計書の作成や技術審査・評価等の業務を担当する課室において、入札契約に係る機密情報漏洩防止のための取組であることを常時、掲示等により周知したうえで、事業者等の執務室への自由な出入りを制限すること。

3) 副所長等室の可視化、大部屋化等の推進

事務所等においては、副所長等室の可視化、大部屋化等が実施されていない場合はもちろん、個室間の壁の一部撤去のみ又はドア撤去のみの暫定対応となっている場合においても、庁舎のスペースや構造耐力等の点で支障がない限り、再発防止対策の主旨を踏まえ、可視化、大部屋化等に向けた取組を進めること。

また、本局においては、その実施状況を把握した上で、未実施や暫定対応の事務所等

に対し、可視化、大部屋化等に向けた指導・助言を行うこと。

(3) 機密情報管理の徹底に関する取組

入札契約の適正化の観点から、機密情報については、その適切な管理を徹底するとともに、情報が漏洩しにくい体制の確保等を図ることが重要である。

1) 積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保

事務所等及び本局においては、積算業務と技術審査・評価業務の両機密情報を知る者を限定し、分離体制を確保すること。

なお、事務所等の発注者支援業務において、積算技術業務と技術審査業務の受注者が同一である場合は、受注者の情報管理状況を直接確認することが望ましい。

2) 「情報管理整理役職表」の適切な更新等の徹底

本局においては、機密情報に関し、誰がどの情報を取り扱えるか明確になるよう、「情報管理整理役職表」の様式を適切に定めること。また、その様式を踏まえ、事務所等及び本局においては、「情報管理整理役職表」を適切に更新すること。

また、本局（北海道開発局においては開発建設部）においては、本官発注工事の入札関連情報に関して、事務所職員が設計図書を作成に関与する場合には、当該事務所職員を「業務上取り扱う者」として「情報管理整理役職表」に明記すること。

3) 発注事務に関する書類等の管理の徹底

事務所等及び本局においては、発注事務に関する書類等について、みだりに紙文書化せず、紙文書化したものは「情報管理責任者」として記載されている者が施錠できる場所にて管理し、電子データについては「情報管理責任者」が指定するサーバー内で「情報管理整理役職表」を踏まえアクセス制限をかけて管理する等、発注者綱紀保持マニュアルに定められた管理方法の徹底を図ること。

4) 事務所、出張所等へ送付される工事の履行確認のために必要な情報の管理の徹底

事務所等及び本局においては、技術提案書等の工事の履行確認のために必要な情報については、担当者以外の者へ情報が漏洩しないようにするため、書類の手渡しや、パスワード付きのファイルでのメール送信等の方法により送付し、施錠できる場所にて管理し、履行確認後は速やかに裁断するなどの方法により確実に処分すること。

5) 「情報管理責任者」による適切な点検の徹底

事務所等及び本局においては、情報管理が適切に行われるよう、「情報管理責任者」による毎年度の点検を適切に行うこと。実効性のある点検となるよう、特に以下につい

て留意すること。

- ・点検表は、「情報管理責任者」が管理すべき情報の種類（予定価格、技術評価点等）及び媒体（紙文書、電子データ）並びに点検結果（適・否・対象外）を明示すること
- ・点検時期を適切に設定すること
- ・「情報管理総括責任者」は、「情報管理責任者」からの点検結果の報告内容に関し、点検が適切に行われているか確認、把握するとともに、必要に応じて指導・助言すること

（４） 応札・落札状況の分析に関する取組

入札契約の適正化を確保し、違法行為を抑止する観点から、発注工事の落札率、応札者数、個々の応札者の応札状況等について、平素から継続的に分析することが重要である。

１） 応札・落札状況の分析方法の工夫

事務所等及び本局においては、応札・落札状況の分析に際しては、必要に応じ、個々の工事の応札・落札状況だけでなく、以下の点にも着目するなど分析方法を工夫することが望ましい。

- ・時系列的な推移や傾向等に着目した応札・落札状況
- ・事業毎（道路、河川、砂防、海岸、港湾等）の応札・落札状況
- ・管内の地域毎の応札・落札状況
- ・管内の別等級工事の応札・落札状況との比較 等

２） 年平均落札率の高止まり等の傾向がみられる場合において講ずるべき措置

事務所等及び本局は、一般土木C等級工事及び港湾土木B等級工事（北海道開発局においては一般土木B及びC等級工事）について、i 上記1）の応札・落札状況の分析結果を踏まえ、年平均落札率が95%付近で高止まりしている場合や、応札・落札状況から違法行為が疑われる場合、ii 過去に当該地域において「談合情報」又は「談合疑義事実」があった場合等においては、入札契約の適正化及び職員の違法行為への関与の防止の観点から、以下の措置を講ずること。なお、その他の工事についても、同様の措置を講ずることが望ましい。

① 発注者綱紀保持

事業者等との接触・対応ルールや機密情報管理の徹底等発注者綱紀の一層の保持に努めること。

② 事業者との意見交換会等の場における対応

事業者に対し、事業者との意見交換会等の場で、発注者として、応札・落札状況を継続的に注視していること及び談合情報や談合疑義事実には談合情報対応マニュアルや談合疑義事実処理マニュアルに従って厳正に対処する姿勢等を示すよう努める

こと。

③ 入札参加資格の見直し等

より競争性が確保される環境の整備に向けて、必要に応じ、以下の措置について検討すること。

- ・地域要件や等級区分の拡大、施工実績要件の緩和等入札参加資格の見直し
- ・直轄工事の実績が少ないが技術力のある事業者の参加を増加させるため、チャレンジ型、自治体実績評価型等の総合評価落札方式の一層の活用 等

3) 談合疑義事実処理マニュアルの運用

本局においては、談合疑義事実処理マニュアルの運用にあたり、地方整備局等の実情に応じた的確な事務処理手続を定める規定を整備するとともに、本局及び事務所等においては、その規定を適切に運用すること。

(5) 提示意見に対する取組状況についての地方整備局等による監査の実施について

本局においては、引き続き、管内の全ての事務所等に対し、平成30年度から2年または3年で一巡して、提示意見に対する取組状況について監査を行い、実態を的確に把握し、適切な取組がされていない場合には指導、助言のうえ、改善させること。

(別添) 対象機関における取組状況

(1) 講習会等コンプライアンス意識の徹底に関する取組

(北海道開発局稚内開発建設部)

- ・ 全職員に年1回以上、入札契約事務に係る講習会等を受講させることについて目標を設定し、全職員の受講状況を把握していた。また、未受講者に対しては管理職が個別に説明することを徹底し、平成30年度は全職員が講習会等を受講していた。
- ・ 講習会等に関し、㊦入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされること、㊧自ら望まなくとも、周囲の状況により、入札談合に巻き込まれる可能性があり得ること、㊨過去に生じた不祥事案及びその具体的な要因・背景について資料に盛り込んでおり、全職員へ周知していた。
- ・ 講習会等に関し、㊩同一地方整備局等内の発注担当職員に対して他の職員から情報を求める行為についても、発注者綱紀保持規程違反となること、㊪発注者綱紀保持規程に基づく報告は職員に課された義務であること、㊫発注者綱紀保持規程に基づく報告（同一地方整備局等内の職員による同規程違反事実についての報告、不当な働きかけについての報告）の窓口となる発注者綱紀保持担当者名・連絡先等（外部窓口を含む。）に関すること、㊬発注者綱紀保持規程に基づく報告を怠った場合には処分があり得ることについて資料に盛り込んでおり、全職員へ周知していた。
- ・ 開発建設部では、ほぼ全ての職員が発注担当業務に携わっており、その観点から、注意喚起していた。
- ・ 研修等のマンネリ化防止のために、コンプライアンスに関する最新の動向等が掲載された「コンプライアンス通信」を活用するなど工夫していた。

(北陸地方整備局高田河川国道事務所)

- ・ 全職員に年1回以上、入札契約事務に係る講習会等を受講させることについて目標を設定し、全職員の受講状況を把握しており、平成30年度は全職員が講習会等を受講していた。
- ・ 講習会等に関し、㊦入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされること、㊧自ら望まなくとも、周囲の状況により、入札談合に巻き込まれる可能性があり得ること、㊨過去に生じた不祥事案及びその具体的な要因・背景について資料に盛り込んでおり、全職員へ周知していた。

- ・ 講習会等に関し、㉞同一地方整備局等内の発注担当職員に対して他の職員から情報を求める行為についても、発注者綱紀保持規程違反となること、㉟発注者綱紀保持規程に基づく報告は職員に課された義務であること、㊱発注者綱紀保持規程に基づく報告（同一地方整備局等内の職員による同規程違反事実についての報告、不当な働きかけについての報告）の窓口となる発注者綱紀保持担当者名・連絡先等（外部窓口を含む。）に関すること、㊲発注者綱紀保持規程に基づく報告を怠った場合には処分があり得ることについて資料に盛り込んでおり、全職員へ周知していた。
- ・ 発注担当職員（幹部職員含む）には、幹部会やコンプライアンス・ミーティングにおいて、注意喚起していた。
- ・ 研修等のマンネリ化防止のために、コンプライアンス違反に関する報道を題材に注意喚起を図っているほか、セルフチェックにおいて誤りが多かった項目について幹部会で解説を行うなど、理解が深まるよう工夫をしていた。

（北陸地方整備局神通川水系砂防事務所）

- ・ 全職員に年1回以上、入札契約事務に係るコンプライアンス講習会等を受講させることについて目標を設定し、コンプライアンス意識向上のための各種取組予定を年度当初に職員へ周知していた。また、全職員の受講状況を把握しており、平成30年度は全職員が講習会等を受講していた。
- ・ 講習会等に関し、㉞入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされること、㉟自ら望まなくとも、周囲の状況により、入札談合に巻き込まれる可能性があり得ること、㊱過去に生じた不祥事案及びその具体的な要因・背景について資料に盛り込んでおり、全職員へ周知していた。
- ・ 講習会等に関し、㊲同一地方整備局等内の発注担当職員に対して他の職員から情報を求める行為についても、発注者綱紀保持規程違反となること、㊳発注者綱紀保持規程に基づく報告は職員に課された義務であること、㊴発注者綱紀保持規程に基づく報告（同一地方整備局等内の職員による同規程違反事実についての報告、不当な働きかけについての報告）の窓口となる発注者綱紀保持担当者名・連絡先等（外部窓口を含む。）に関すること、㊵発注者綱紀保持規程に基づく報告を怠った場合には処分があり得ることについて資料に盛り込んでおり、全職員へ周知していた。
- ・ 入札談合関係の報道を題材に、幹部会を通じて、発注担当職員に求められるコンプライアンスについて、注意喚起していた。
- ・ 研修等のマンネリ化防止のために、コンプライアンス違反に関する報道を題材に注意喚起を図っているほか、セルフチェックにおいて誤りが多かった項目に

ついて幹部会で解説を行うなど、理解が深まるよう工夫をしていた。

(中部地方整備局越美山系砂防事務所)

- ・ 全職員に年1回以上、入札契約事務に係る講習会等を受講させることについて目標を設定し、全職員の受講状況を把握しており、平成31年度(令和元年度)はすでに全職員が受講していた。
- ・ 講習会等に関し、㊦入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされること、㊧自ら望まなくとも、周囲の状況により、入札談合に巻き込まれる可能性があり得ること、㊨過去に生じた不祥事案及びその具体的な要因・背景について資料に盛り込んでおり、全職員へ周知していた。
- ・ 講習会等に関し、㊩同一地方整備局等内の発注担当職員に対して他の職員から情報を求める行為についても、発注者綱紀保持規程違反となること、㊪発注者綱紀保持規程に基づく報告は職員に課された義務であること、㊫発注者綱紀保持規程に基づく報告(同一地方整備局等内の職員による同規程違反事実についての報告、不当な働きかけについての報告)の窓口となる発注者綱紀保持担当者名・連絡先等(外部窓口を含む。)に関すること、㊬発注者綱紀保持規程に基づく報告を怠った場合には処分があり得ることについて資料に盛り込んでおり、全職員へ周知していた。
- ・ 発注担当職員(幹部職員含む)には、事務所の定例会での言及や、コンプライアンス推進本部会議における議事概要及び会議資料の周知により、注意喚起していた。
- ・ 研修等のマンネリ化防止のために、コンプライアンス・ミーティングでは、全職員が意見を述べる機会を設けるなどして、理解が深まるよう工夫をしていた。

(四国地方整備局大洲河川国道事務所)

- ・ 全職員に年1回以上、入札契約事務に係るコンプライアンスを含む講習会等を受講させることについて目標を設定し、全職員の受講状況を把握していた。また、講習会等の未受講者に対しては、事務所コンプライアンス指導者が説明してフォローアップを徹底し、平成30年度は全職員が講習会等を受講していた。
- ・ 講習会等に関し、㊦入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされること、㊧自ら望まなくとも、周囲の状況により、入札談合に巻き込まれる可能性があり得ること、㊨過去に生じた不祥事案及びその具体的な要因・背景について資料に盛り込んでおり、全職員へ周知していた。
- ・ 講習会等に関し、㊩同一地方整備局等内の発注担当職員に対して他の職員から情報を求める行為についても、発注者綱紀保持規程違反となること、㊪発注者綱紀保持規程に基づく報告は職員に課された義務であること、㊫発注者綱紀保持規

程に基づく報告（同一地方整備局等内の職員による同規程違反事実についての報告、不当な働きかけについての報告）の窓口となる発注者綱紀保持担当者名・連絡先等（外部窓口を含む。）に関する事、㊦発注者綱紀保持規程に基づく報告を怠った場合には処分があり得ることについて資料に盛り込んでおり、全職員へ周知していた。

- 発注担当職員（幹部職員含む）には、幹部会やコンプライアンス・ミーティングにおいて、注意喚起していた。
- 研修等のマンネリ化防止のために、課単位以外にも、複数の課合同でのコンプライアンス・ミーティングを実施することにより、多様な意見の共有を図るなどの工夫をしていた。

(2) 事業者・OBとの接触・対応に関する取組

(北海道開発局稚内開発建設部)

- ・ 事業者等との応接に当たって、原則として、執務スペースと分離したオープンスペースにおいて、複数の職員により対応していた。
また、オープンな場所で複数の職員により対応をすることができない場合、事前に所属長等の承諾を得ていた。
- ・ 仕様書及び設計書の作成や技術審査・評価等の業務を担当する課室において、常時、掲示等により周知したうえで、事業者等の執務室への自由な出入りを制限していた。
- ・ 次長室の相部屋化を実施していた。
- ・ 事業者・OB及び同一地方整備局等内の発注担当外の職員からの不当な働きかけ等は過去5年間でなかった。

(北陸地方整備局高田河川国道事務所)

- ・ 事業者等との応接に当たって、執務スペースと分離したオープンスペースにおいて、複数の職員により対応していた。出張所等の少人数官署においても、職員が一人に対応する状況とはならないようにしていた。
- ・ 仕様書及び設計書の作成等を担当する課室において、常時、掲示等により周知したうえで、事業者等の執務室への自由な出入りを制限していた。
- ・ 副所長室の相部屋化を実施していた。
- ・ 事業者・OB及び同一地方整備局等内の発注担当外の職員からの不当な働きかけ等は過去5年間でなかった。

(北陸地方整備局神通川砂防事務所)

- ・ 事業者等との応接に当たっては、オープンな場所である受付カウンターにて応接しており、会議室を使用する場合はドアを閉めず複数の職員で対応していた。
また、出張所においては、現場技術員を含めて複数の職員で対応していた。
- ・ 仕様書及び設計書の作成等を担当する課室において、常時、掲示等により周知したうえで、事業者等の執務室への自由な出入りを制限していた。
- ・ 副所長室の相部屋化を実施していた。
- ・ 事業者・OB及び同一地方整備局等内の発注担当外の職員からの不当な働きかけ等は過去5年間でなかった。

(中部地方整備局越美山系砂防事務所)

- ・ 事業者等との応接に当たって、執務スペースと分離したオープンスペースにお

いて、複数の職員により対応していた。

- ・ 仕様書及び設計書の作成等を担当する課室において、常時、掲示等により周知したうえで、事業者等の執務室への自由な出入りを制限していた。
- ・ 副所長室の相部屋化を実施していた。
- ・ 事業者・OB及び同一地方整備局等内の発注担当外の職員からの不当な働きかけ等は過去5年間でなかった。

(四国地方整備局大洲河川国道事務所)

- ・ 事業者等との応接に当たって、原則として、執務スペースと分離したオープンスペースにおいて、複数の職員により対応していた。

また、出張所や監督官詰所においては、現場技術員も含めた複数の人数で対応し、この場合でも、所属長の事前承諾または事後に記録簿を所属長が確認するなどの対応を徹底していた。

- ・ 仕様書及び設計書の作成等を担当する課室において、常時、掲示等により周知したうえで、事業者等の執務室への自由な出入りを制限していた。
- ・ 副所長室の相部屋化を実施していた。
- ・ 事業者・OB及び同一地方整備局等内の発注担当外の職員からの不当な働きかけ等は過去5年間でなかった。

(3) 機密情報管理の徹底に関する取組

(北海道開発局稚内開発建設部)

- ・ 予定価格作成時期の後倒しについて、全ての工事を対象に実施していた。
- ・ 入札書及び技術資料の同時提出について、施工能力評価型の全ての工事を対象に実施していた。
- ・ 事業者名のマスキングについては、既に定常業務化しているので大きな負担となっていないとのことであった。
- ・ 予定価格調書及び調査基準価格調書については、金庫に施錠の上保管していた。
- ・ 積算業務と技術審査・評価業務の分離については、情報を取り扱う者は異なっていたものの、同じ課室で、積算業務と技術評価業務の両方の情報を取り扱っていた。これは全ての開発建設部において同じ状況であり、本局においては、今年度、具体的な対応策を、一部の開発建設部にて試行的に実施することとしており、その実施状況を踏まえ、稚内開発建設部では次年度以降に、分離体制を整備する予定とのことであった。
- ・ 「情報管理整理役職表」の作成・更新については、組織改正等により内容に変更が生じた都度更新しており、最新の更新は平成31年4月であった。
ただし、情報を取り扱う者について、一部記載漏れがあった。
- ・ 開発建設部発注工事の入札関連情報に関して、担当事務所職員が設計図書作成に関与している場合、「情報管理整理役職表」に「業務上取り扱う者」として当該事務所職員を記載していた。
- ・ ⑦発注事務に関する書類等については、キャビネットに施錠して保管していた。また、④発注事務に関する電子データについては、業務上取り扱う者以外の者がアクセスできないよう制御されたフォルダに保管していた。
- ・ 技術提案書等の工事の履行確認のために必要な情報については、担当者以外の者へ情報が漏洩しないようにするため、「送付」については書類を手渡しし、「管理」については施錠可能な書庫等で保管し、「処分」については工事竣工後速やかに廃棄していた。
- ・ 発注事務に関する情報の管理状況にかかる点検については、「情報管理責任者」が毎年度点検を実施し、「情報管理総括責任者」あて報告していた。
- ・ 発注者支援業務の委託先における情報管理について、仕様書において、取り扱う情報はアクセス制限、パスワード管理等により適切に管理する等を定めていた。また、受注者に情報管理に関する対策について、業務計画書に記載させるとともに、実施状況について、毎月報告させていた。

(北陸地方整備局高田河川国道事務所)

- ・ 予定価格作成時期の後倒しについて、全ての工事を対象に実施していた。
- ・ 入札書及び技術資料の同時提出について、施工能力評価型の一般土木工事C等級の工事を対象に実施していた。
- ・ 事業者名のマスキングについては、既に定常業務化しているので、過度な事務負担となっていないとのことであった。
- ・ 予定価格調書及び調査基準価格調書については、金庫に施錠の上保管していた。
- ・ 積算業務と技術審査・評価業務の分離については、積算業務は各担当課、技術審査業務は経理課、評価業務は千曲川河川事務所品質確保課が行うことにより、分離体制を確保していた。
- ・ 「情報管理整理役職表」の作成・更新については、組織改正や業務分見直しの際に更新しており、最新の更新は平成31年4月であった。
- ・ ㊦発注事務に関する書類等については、キャビネットに施錠して保管していた。また、㊧発注事務に関する電子データについては、業務上取り扱う者以外の者がアクセスできないよう制御されたフォルダに保管していた。
- ・ 技術提案書等の工事の履行確認のために必要な情報については、担当者以外の者へ情報が漏洩しないようにするため、「送付」については書類を手渡しし、「管理」については施錠可能な保管庫で保管していた。「処分」については、施工計画への反映確認後速やかに裁断処分するよう担当者に周知されていたが、一部の受領簿の記載にミスが見られた。
- ・ 発注事務に関する情報の管理状況にかかる点検については、「情報管理責任者」が毎年度点検を実施し、「情報管理総括責任者」へ報告していた。
- ・ 発注者支援業務の委託先における情報管理について、仕様書において守秘義務を課しているとともに、違反した場合の罰則の適用を明記していた。また、受注者に情報管理に関する対策について、業務計画書に記載させるとともに、実施状況について、毎月報告させていた。

(北陸地方整備局神通川水系砂防事務所)

- ・ 予定価格作成時期の後倒しについて、全ての工事を対象に実施していた。
- ・ 入札書及び技術資料の同時提出について、施工能力評価型の一般土木C等級の工事を対象に実施していた。
- ・ 事業者名のマスキングについては、既に定常業務化しているので、過度な負担とはなっていない、とのことであった。
- ・ 予定価格調書及び調査基準価格調書については、金庫に施錠の上保管していた。

- ・ 積算業務と技術審査・評価業務の分離については、積算業務は工務課、技術審査業務は総務課、評価業務は富山河川国道事務所品質確保課で実施しており、分離体制を確保していた。
- ・ 「情報管理整理役職表」の作成・更新については、組織変更の際に更新しており、最新の更新は平成31年4月だった。
- ・ ⑦発注事務に関する書類等については、施錠可能な場所に保管していた。また、④発注事務に関する電子データについては、業務上取り扱う者以外の者がアクセスできないよう制御されたフォルダに保管していた。
- ・ 技術提案書等の工事の履行確認のために必要な情報については、担当者以外の者へ情報が漏洩しないようにするため、「送付」については手渡しし、「管理」については施錠可能な保管庫で保管していた。
一方、「処分」については担当者が施工計画反映確認後に裁断処分するという運用が十分になされていなかった。この点については、運用が確実になされるように徹底していく、とのことであった。
- ・ 発注事務に関する情報の管理状況にかかる点検については、「情報管理責任者」が毎年度点検を実施し、「情報管理総括責任者」へ報告していた。
- ・ 発注者支援業務の委託先における情報管理について、仕様書において守秘義務を課しているとともに、違反した場合の罰則の適用を明記していた。また、受注者に情報管理に関する対策について、業務計画書に記載させるとともに、実施状況について、毎月報告させていた。

(中部地方整備局越美山系砂防事務所)

- ・ 予定価格作成時期の後倒しについて、全ての工事を対象に実施していた。
- ・ 入札書及び技術資料の同時提出について、全ての工事を対象に実施していた。
- ・ 事業者名のマスキングについては、入札書及び技術資料が同時提出となったことにより、入札契約手続運営委員会資料のマスキングが不要となったため、以前より負担が軽減されていた。
- ・ 予定価格調書及び調査基準価格調書については、金庫に施錠の上保管していた。
- ・ 積算業務と技術審査・評価業務の分離については、積算業務は工務課が、技術審査・評価業務は木曾川上流河川事務所品質確保課が行っており、分離体制を確保していた。
- ・ 「情報管理整理役職表」の作成・更新については、組織改正や業務分担見直しの際に更新しており、最新の更新は平成31年4月だった。
- ・ ⑦発注事務に関する書類等については、施錠可能な書庫に保管していた。また、④発注事務に関する電子データについては、業務上取り扱う者以外の者が

アクセスできないようパスワードが設定されたフォルダに保管していた。

- ・ 技術提案書等の工事の履行確認のために必要な情報について、担当者以外の者へ情報が漏洩しないようにするため、「送付」については書類を手渡しし、「管理」については施錠可能な書架等で保管し、「処分」については完成検査後速やかに裁断処分することとしていた。
- ・ 発注事務に関する情報の管理状況にかかる点検については、毎年度点検を実施し、「情報管理総括責任者」あて報告していたが、点検結果報告書の記載と情報管理整理役職表の記載との間に齟齬が見られる等一部不適切な箇所があった。
- ・ 発注者支援業務の委託先における情報管理について、仕様書において秘密保持義務を課すとともに、違反した場合の罰則の適用を明記していた。また、受注者に情報管理に関する対策について、業務計画書に記載させるとともに、実施状況について、毎月報告させていた。

(四国地方整備局大洲河川国道事務所)

- ・ 予定価格作成時期の後倒しについて、全ての工事を対象に実施していた。
- ・ 入札書及び技術資料の同時提出について、全ての工事を対象に実施していた。
- ・ 事業者名のマスキングについて、過度な負担とはなっていないとのことであった。
- ・ 予定価格調書及び調査基準価格調書については、金庫に施錠の上保管していた。
- ・ 積算業務と技術審査・評価業務の分離については、積算業務は各担当課、技術審査・評価業務は松山河川国道事務所品質確保課が行うことにより、分離体制を確保していた。
- ・ 「情報管理整理役職表」の作成・更新については、組織変更の際に更新しており、最新の更新は平成31年4月だった。
- ・ ⑦発注事務に関する書類等については、キャビネットに施錠して保管していた。また、④発注事務に関する電子データについては、業務上取り扱う者以外の者がアクセスできないよう制御されたフォルダに保管していた。
- ・ 技術提案書等の工事の履行確認のために必要な情報については、担当者以外の者へ情報が漏洩しないようにするため、「送付」については書類を手渡しし、「管理」については施錠可能な保管庫で保管し、「処分」については業務完了時に速やかに廃棄していた。
- ・ 発注事務に関する情報の管理状況にかかる点検については、「情報管理責任者」が、毎年度点検を実施し、「情報管理総括責任者」あて報告していた。
- ・ 発注者支援業務の委託先における情報管理について、仕様書において守秘義務を課しているとともに、違反した場合の罰則の適用を明記していた。また、受注

者に情報管理に関する対策について、業務計画書に記載させるとともに、実施状況について、毎月報告させていた。

(4) 応札・落札状況の分析に関する取組

(北海道開発局稚内開発建設部)

- 平成29・30年度における応札・落札状況（一般土木B・C等級工事）は、平成30年度 年平均落札率95.4%、平均入札参加者数2.9者
平成29年度 年平均落札率94.9%、平均入札参加者数2.7者であった。
- 応札・落札状況を平素から継続的に分析しており、近年の一般土木工事に関する応札・落札状況について、平均落札率はおおむね95%付近で推移しており、応札については、資格・経験があっても応札しない者も見受けらると認識していた。この要因としては、「①技術者及び技能者の数が限られるため、自社の優位性のある工種に「選択と集中」する企業行動が見られる、②北海道庁も同程度の予算規模であり、より少ない技術者で工事が可能といわれる補助事業工事に応札する傾向がある」と考えていた。
- 近年の一般土木工事に関する地元業界の状況について、建設業協会など事業者の声としては、「①公共事業予算の確保、公共工事の早期発注と地元中小企業への受注機会の増大、②働き方改革の取組として工事関係書類の簡素化や弾力的な週休2日の実施、③i-Constructionの促進・拡大のためプレキャストコンクリートの導入・活用の実施、④宗谷地域の特殊事情に配慮した適切な見積活用方式・見積徴収方式の採用・実施。」等があった。
- 談合疑義事実処理マニュアルの運用にあたっては、各地方整備局等で定めた事務処理手続に基づき、適切に運用していた。

(北陸地方整備局高田河川国道事務所)

- 平成29・30年度における応札・落札状況（一般土木C等級工事）は、平成30年度 年平均落札率96.4%、平均入札参加者数3.8者
平成29年度 年平均落札率94.7%、平均入札参加者数4.4者であった。
- 応札・落札状況を平素から継続的に分析しており、近年の一般土木工事に関する応札・落札状況について、平均落札率は高めに推移しており、平均入札参加者数はやや少ないと認識していた。この要因としては、「①利益確保のために入札金額を高めに設定しているのではないかと、②豪雪地帯での施工であり、施工期間が限られるため技術者や作業員不足が懸念されるのではないかと、③事前通行規制区間のある地区の施工もあり、現場条件を熟知している業者が限定されるのではないかと」考えていた。
- 近年の一般土木工事に関する地元業界の状況について、建設業協会など事業

者の声としては、「冬期間の厳しい現場条件、施工条件を踏まえて、発注時期、施工期間を考慮した発注を心がけてほしい。」等があった。

- ・ 談合疑義事実処理マニュアルの運用にあたっては、各地方整備局等で定めた事務処理手続きに基づき、適切に運用していた。

(北陸地方整備局神通川水系砂防事務所)

- ・ 平成29・30年度における応札・落札状況（一般土木C等級工事）は、
平成30年度 年平均落札率96.3%、平均入札参加者数5.6者
平成29年度 年平均落札率96.2%、平均入札参加者数4.8者
であった。
- ・ 応札・落札状況を平素から継続的に分析しており、近年の一般土木工事に関する応札・落札状況については、平均落札率は高めに推移していると認識していた。この要因としては、「①事業者の利益確保のためこのような落札率となっているのではないか、②山間僻地かつ積雪寒冷地で施工期間が限られていること、土石流等の危険性も高く施工上の安全確保等が必要となることから、現場条件を熟知している事業者のみが参加しているのではないか」と考えていた。
- ・ 近年の一般土木工事に関する地元業界の状況について、建設業協会など事業者の声として、「平成30年7月豪雨により岐阜県において多数の被害が発生し、それに伴う災害関連工事が多く発注されており、技術者や作業員の確保が困難な状況である。」等があった。
- ・ 談合疑義事実処理マニュアルの運用にあたっては、各地方整備局等で定めた事務処理手続きに基づき、適切に運用していた。

(中部地方整備局越美山系砂防事務所)

- ・ 事務所の平成29・30年度における応札・落札状況（一般土木C等級工事）は、
平成30年度 年平均落札率96.7%、平均入札参加者数7.1者
平成29年度 年平均落札率96.5%、平均入札参加者数7.1者
であった。
- ・ 応札・落札状況を平素から継続的に分析しており、近年の一般土木工事に関する応札・落札状況については、応札率・落札率が高く、また、参加業者の固定化傾向があると認識していた。この要因としては、「①人材、資機材、協力会社（下請）の確保・調達が難しくなっている、②市街地から離れた工事個所が多く、また、降水・積雪が多い地域であり、工事現場の環境が苛酷である」と考えていた。
- ・ 近年の一般土木工事に関する地元業界の状況について、建設業協会など事業

者の声として、「地元企業として地元人材を活用し地域への地道な貢献をしているところであるが、一般土木工事の件数が減少している中、そのような地元企業が受注しやすい環境を整えて欲しい。」等があった。

- ・ 談合疑義事実処理マニュアルの運用にあたっては、各地方整備局等で定めた事務処理手続きに基づき、適切に運用していた。

(四国地方整備局大洲河川国道事務所)

- ・ 平成29・30年度における応札・落札状況（一般土木C等級工事）は、
平成30年度 年平均落札率95.1%、平均入札参加者数5.1者
平成29年度 年平均落札率95.4%、平均入札参加者数4.4者
であった。
- ・ 応札・落札状況を平素から継続的に分析しており、近年の一般土木工事に関する応札・落札状況について、平均落札率はやや高めに推移していると認識しており、この要因としては、「自然状況が厳しいことにより、技術難易度も高く、利益の確保のためではないか。」と考えていた。
- ・ 近年の一般土木工事に関する地元業界の状況について、建設業協会など事業者の声としては、「平成30年7月豪雨の影響により、県、市町村の災害復旧工事等の対応に追われ、技術者不足により、一般土木工事の入札に参加できない厳しい状況である」、「直轄工事の下請業者であった事業者が、市町村発注の災害復旧工事を元請けとして受注しているため、労務者不足も生じている」等があった。
- ・ 談合疑義事実処理マニュアルの運用にあたっては、各地方整備局等で定めた事務処理手続きに基づき、適切に運用していた。

(参考1)

令和元年度特別監察報告書(概要)

令和2年3月

国土交通省大臣官房監察官室

令和元年度 特別監察の概要

趣旨

事務所等における入札談合等関与行為の再発防止対策の実効性の検証を行う観点から、本省主導により抜き打ちでその実施状況を点検し、問題点の把握及び改善の動機付けを行うことにより、再発を確実に防止するための取組を促す

監察事項

入札契約事務その他の業務の適正な執行等を確保するために必要な事項

重点項目

- (1) 講習会等コンプライアンス意識の徹底に関する取組
- (2) 事業者・OBとの接触・対応に関する取組
- (3) 機密情報管理の徹底に関する取組
- (4) 応札・落札状況の分析に関する取組

実施日・対象機関

事務所等 5 か所

7/9-10	北海道開発局	稚内開発建設部
9/4-5	四国地方整備局	大洲河川国道事務所
10/8-10	北陸地方整備局	神通川水系砂防事務所、高田河川国道事務所
11/20-21	中部地方整備局	越美山系砂防事務所

※年平均落札率等に着眼して事務所等を抽出

(参考) 高知県内における入札談合事案に関する調査報告書 (平成25年3月14日) (抄)

第6章 再発防止対策

4 再発防止策の実施状況及び実効性の定期的検証

(3) 抜き打ち本省特別監察の実施

今回、入札談合等関与行為が行われた事務所における入札情報の管理実態を見ると、これまでに本省が通知してきた再発防止対策についても十分に守られていなかったことが明らかとなっている。このような実態を踏まえ、談合情報対応マニュアル等に沿って提供された情報や事務所ごとの落札率、応札状況等の分析により、毎年度、一定の事務所を抽出して、再発防止対策の実効性の検証を行う観点から、本省主導による抜き打ちの特別監察を実施するものとする。

(1) 講習会等コンプライアンス意識の徹底に関する取組

1. 報告（概要）

【高知談合調査報告書における主な再発防止対策】

- 入札談合等関与行為の違法性を十分に認識させる研修の実施
- 研修の手法として、グループ討議方式等を積極的に採用
- 職員が繰り返し倫理研修を受ける体制作り

【取組状況】

- 職員の講習会等の受講状況を把握し、未受講者に対してはフォローするなどして、全職員に年1回は講習会等を受講させる体制を確保していた
- 入札契約事務に係るコンプライアンス講習会等の実施に際し、入札談合等に関与した場合厳正な懲戒処分等がなされること等を重点的に伝えていた
- 講習会等において、同一地方整備局等内の他の職員による発注者綱紀保持規程違反を知った職員は、報告義務を負うこと等について、周知徹底を図っていた

2. 主な提示意見

- 入札契約事務に係るコンプライアンス講習会等の実施にあたっては、以下の点に留意し、受講の徹底を図ること
 - ・全職員に年1回以上、講習会等を受講させることについて目標を設定すること
 - ・全職員の受講状況を把握すること
 - ・講習会未受講者がいる場合には、その者に講習会の受講と同等の効果を得るための具体的な取組を行うこと
 - ・発注担当職員は入札契約事務に関する機密情報を多く保有しており、不当な働きかけを受けやすいことを踏まえ、コンプライアンス意識のさらなる徹底を図ること
- 講習会等の実施に際しては、以下の事項を重点的に伝えること
 - ・入札談合等に関与した場合、厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされること
 - ・過去の不祥事案及びその具体的な要因・背景
 - ・同一地方整備局等内の他の職員による発注者綱紀保持規程違反を知った職員は、報告義務を負うこと、報告を怠った場合には処分があり得ること 等

(2) 事業者・OBとの接触・対応に関する取組

1. 報告 (概要)

【高知談合調査報告書における主な再発防止対策】

- 事業者との接触ルールの明確化・徹底
- 副所長室の可視化、大部屋化等を行うとともに、事業者とオープンな接客室で対応
- 事業者等から不当な働きかけを受けた場合の記録・報告を義務付け

【取組状況】

- 事業者との応接ルートを明確化し、事業者との対応は原則としてオープンな場所で複数の職員により実施していた
- 積算業務、技術審査・評価業務等を担当する課室において、事業者等の自由な出入りを制限していた
- 副所長等室の可視化、大部屋化等を実施していた

2. 主な提示意見

- 発注担当職員は、事業者・OBとの応接に当たっては、執務スペースの外に、オープンな接客室等設けて、複数の職員により対応するなど、発注者綱紀保持規程等に定められた事業者等との応接方法の徹底を図ること
- 積算業務、技術審査・評価業務等を担当する課室においては、常時、掲示等により周知したうえで、事業者等の自由な出入りを制限すること
- 事務所等においては、副所長等室の可視化、大部屋化等が実施されていない場合や、ドア撤去のみの暫定対応となっている場合には、庁舎のスペースや構造耐力等の点で支障がない限り、再発防止対策の主旨を踏まえ、可視化、大部屋化等に向けた取組を進めること
本局においては、その実施状況を把握した上で、未実施や暫定対応の事務所等に対し、可視化、大部屋化等に向けた指導・助言を行うこと

(3) 機密情報管理の徹底に関する取組

1. 報告（概要）

【高知談合調査報告書における主な再発防止対策】

- 予定価格作成時期の後倒し、入札書と技術提案書の同時提出、積算業務と技術審査・評価業務の分離体制の確保
- 技術提案書の事業者名のマスキングが過度な事務負担となっていないか検証
- 機密情報の管理方法及び管理責任者を明確化・ルール化し、電子データで保管する場合、技術的セキュリティを強化

【取組状況】

- 一部の事務所等では、積算業務と技術審査・評価業務の情報を取り扱う者は異なっていたものの、同じ課室で両方の情報を取り扱っており、今後更なる改善が望まれる状況であった
- 一部の事務所等では、実際に発注事務に関する情報を取り扱っている者が「情報管理整理役職表」に記載されていなかった
- 一部の事務所等では、点検結果報告書の記載と情報管理整理役職表の記載との間に齟齬が見られた

2. 主な提示意見

- 積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を確保すること
- 誰がどの情報を取り扱えるか明確になるよう、本局においては、「情報管理整理役職表」の様式を適切に定めるとともに、事務所等及び本局においては、適切に更新すること
- 発注事務に関する書類等について、紙文書化したものは施錠できる場所で管理し、電子データについては「情報管理整理役職表」を踏まえアクセス制限をかけて管理すること
- 技術提案書等の工事の履行確認に必要な情報について、担当者以外の者へ情報が漏洩しないよう、適切に書類等の送付や管理、確実な処分を行うこと
- 事務所等及び本局においては、「情報管理責任者」による毎年度の点検を、実効性のある点検となるよう以下の点に留意し適切に行うこと
 - ・ 点検表は、管理すべき情報の種類、媒体等を明示すること
 - ・ 「情報管理総括責任者」は、点検が適切に行われているか確認、把握するとともに、必要に応じて、指導・助言すること 等

(4) 応札・落札状況の分析に関する取組

1. 報告（概要）

【高知談合調査報告書における主な再発防止対策】

- 事務所ごとに以下の事項をホームページで公表するなど透明化・情報公開を強化
 - ・一般土木工事又は港湾土木工事の落札率、事業者別年間受注額及び受注割合

【取組状況】

- 応札・落札状況について、一定の分析を行い、公表もしていた
- 平均落札率が高止まりしている等の状況がみられ、競争性を阻害するような事象を把握し、それに対処するためにはなお一層の取組が必要な状況であった
- 談合疑義事実処理マニュアルの運用にあたっては、事務処理手続を定めた規定に基づき適切に運用していた

2. 主な提示意見

- 応札・落札状況の分析に際しては、必要に応じて、時系列的な推移や傾向、事業毎、地域毎等の状況に着目する、管内の別等級工事の応札・落札状況と比較するなどの分析方法の工夫が望ましい
- 年平均落札率が高止まりしているなどの場合には、発注者綱紀の一層の保持等に努めるのみならず、必要に応じて、十分な競争性を確保するために、地域要件や等級区分の拡大・施工実績要件の緩和等入札参加資格の見直しや、チャレンジ型、自治体実績評価型等の総合評価落札方式の一層の活用等を検討すること
- 本局においては、談合疑義事実処理マニュアルの運用にあたり、地方整備局等の実情に応じた規定を整備するとともに、本局及び事務所等においては、その規定を適切に運用すること

(5) 提示意見に対する取組状況についての地方整備局等による監査の実施について

1. 報告（概要）

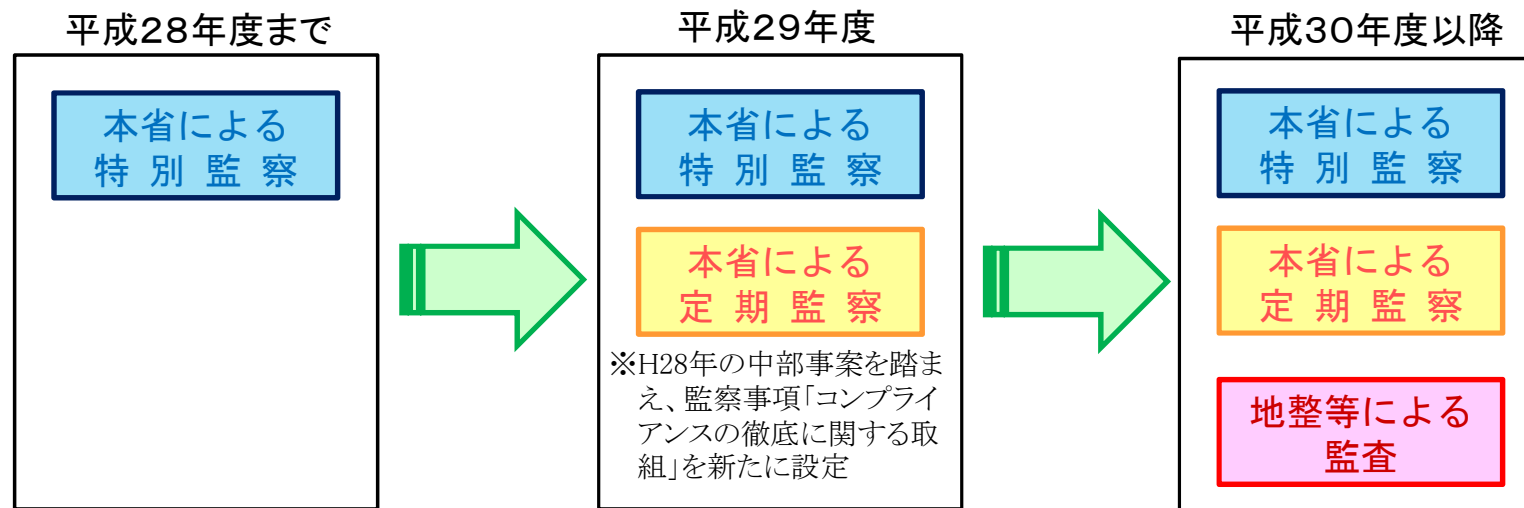
【取組状況】

- 平成28年度の特別監察における提示意見に対する取組の本省への報告に際し、実際の取組内容が正確、詳細に把握されていなかった例が翌年度みられた
- これまでの特別監察において、内容が十分とは言い難い取組が少なからずみられた

2. 主な提示意見

- 本局においては、引き続き、管内の全ての事務所等に対し、提示意見に対する取組状況について監査（平成30年度から2年または3年で一巡）を行い、実態についての確に把握し、適切な取組がされていない場合には指導、助言のうえ、改善させること

(参考) 高知談合事案、中部事案を踏まえた入札契約事務に係るコンプライアンスの更なる徹底について



※定期監察：事務の合理的運営等について毎年度実施する監察（概ね2年で各地方支分部局等を一巡）

高知県内における入札談合事案に関する
調査報告書(抄)

平成25年3月14日

国土交通省

第6章 再発防止対策

国土交通省としては、今回の事案を、単に一整備局の一部の事務所の起こした不祥事、あるいは高知県の一部の建設業者が引き起こした問題として矮小化することなく、全職員が自らの問題として捉えた上で、組織全体で、再発を確実に防止するために効果的な措置を講ずる必要がある。

このため、第4章に述べた事象の要因・背景を踏まえ、入札契約に関する業務についての不正行為の防止を、職員個人の判断だけにゆだねるのではなく、地方局トップを先頭に組織全体で不正行為の芽を小さいうちに摘み取り、防止する組織風土に変えていく措置が必要である。また、併せて、第5章で述べたとおり、本件事案を踏まえた地方局全体の総点検とこれまでの談合事件等の不正事案を契機として講じてきた再発防止対策の効果の検証を踏まえ、以下の再発防止対策を講ずることとする。

1 コンプライアンス推進の強化

(1) 地方整備局ごとにコンプライアンス推進本部を設置

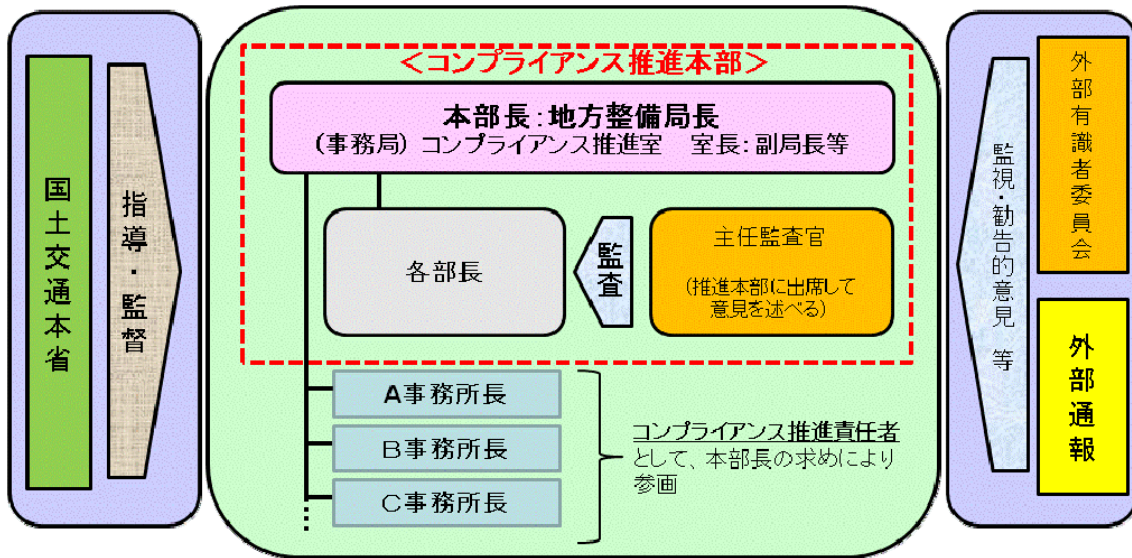
地方整備局長を本部長とするコンプライアンスに関する事項を審議・推進する機関を設置し、コンプライアンス・内部統制を強化するための年度推進計画の策定、推進状況の点検・分析及びその結果を取り組みに反映させることによる継続的な改善を図るものとする。

このため、コンプライアンス推進本部は、地方局幹部が行う日々の業務管理の一環として、毎月1回以上開催し、これに参画させる事務所所長が行うコンプライアンスの推進状況の報告を受け、再発防止対策等の取組について検証・指導・改善を行うものとする。

また、コンプライアンス推進本部の活動を補佐し、コンプライアンス・内部統制業務を推進するための体制の整備（コンプライアンス推進室、各部署にコンプライアンス推進責任者を配置）を行う。

(2) コンプライアンス・アドバイザリー委員会の設置

さらに、地方整備局ごとに外部有識者で構成する委員会を設置し、業務運営についての意見を反映させて改善を図るものとする。



(3) 違法性の認識に関する研修徹底

今回関与した副所長は、入札関連情報の漏洩について、守秘義務違反として違法性の認識はあったものの、入札談合等関与行為防止法上の違法性の認識が薄く、人事処分の重さ、刑事罰の対象となり得ること、共同不法行為としての損害賠償請求対象となること等の認識が希薄だったと言わざるを得ない。また、研修等を受講していても「身近な話と思わなかった」などその効果が浸透していなかった面がある。

今後の研修の内容については、入札談合等関与行為が発覚しないことはあり得ないこと及び入札談合に関与した職員に対しては厳正な懲戒処分、損害賠償請求、刑事処罰等がなされることを十分に認識させることが必要である。

また、研修の手法についても、一方的な講義方式ではなく、今回の事例を含む具体事例を基にしながら、自分の身近な問題として研修生同士が質問、意見を出し合って理解を深めるグループ討議方式、eラーニングによるポイント学習方式、理解度テストの活用等を積極的に採り入れる必要がある。

さらに、各地方局の研修と国土交通大学校の研修を有機的に連携させることにより、研修対象定員を増やし、また、一人の職員が何年か毎に繰り返し倫理研修を受けるような体制を作り、年月の経過とともに違法性の認識が希薄にならないようにする必要がある。

(4) 意識改革に向けた取組

今回関与した副所長は、前任者の情報漏洩を指摘できないばかりか、自らも同様の情報漏洩を引き受け、違法行為をかばい合うという結果に陥ってい

たと指摘せざるをえない。このことを踏まえ、副所長の「業界対応窓口」としての役割の見直し（発注者綱紀保持規程においては、所長が責任者であり、所長ほか組織としての対応の一環であるべき）、業者との接触ルールの明確化・徹底、部門別の人事配置について専門性を踏まえつつできるだけ柔軟にするとともに、所長及び副所長その他相談を受ける本局の幹部職員を対象にした研修、地方局幹部による事務所等の現場職員との率直なコミュニケーションの機会の増加等を通じて、今回の事案の発生の背景・原因を踏まえた抜本的な意識改革を行うことが必要である。また、副所長室の可視化、大部屋化等を行うとともに、業者との対応は、執務室の外に、オープンな接客室を設けて、外からも容易に見えるようにするなど「目に見える形」で職場環境の改善を実施するものとする。

(5) 不当な働きかけに対する報告の徹底

入札契約に関する業務についての不正行為の防止を、職員個人の判断だけにゆだねるのではなく、地方局トップを先頭に組織全体で不正行為の芽を小さいうちに摘み取り、防止する組織風土に変えていくことが必要不可欠である。

このため、入札契約に関する業務について事業者等から不当な働きかけを受けた場合には、毅然と対応するとともに、その内容の記録、直属の上司及び組織管理の責任者である局長への報告を義務づけるものとする。

また、職員が組織内の不正行為に気付いた場合においても、同様に、直属の上司及び局長への報告を義務づけるものとする。

このことを徹底させるため、地方局の局長自らが管下の全職員に呼びかけるものとする。

(6) 地方整備局幹部への任用前における適格性の厳正な評価

今回の事案に関与した副所長は、入札談合等関与行為に関与するほか、国家公務員倫理規程に違反する疑いのある事案に関与していたことを踏まえ、今後、地方整備局幹部については、人事評価の活用等により、任用前にその適格性をこれまで以上に厳正に評価する。

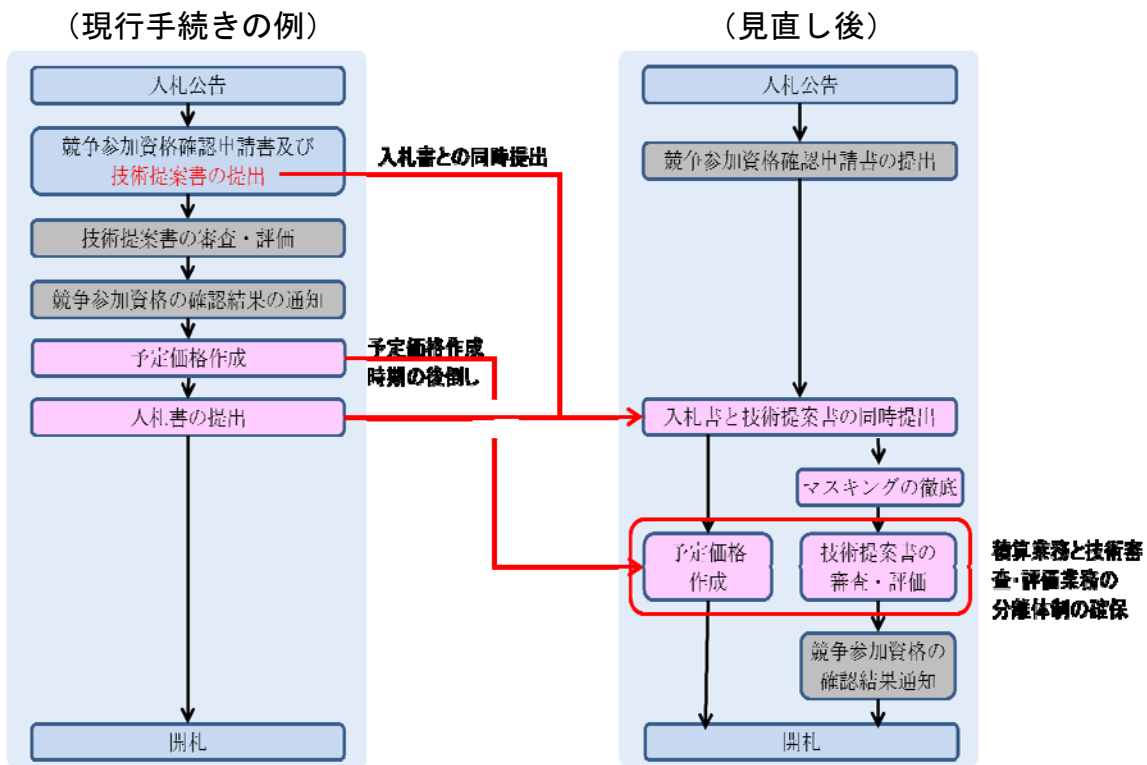
2 入札契約手続きの見直しと情報管理の徹底

(1) 予定価格作成時期の後倒し等不正が発生しにくい制度への見直し

予定価格の作成を入札書の提出後に行うこととするとともに、入札書と技術提案書を同時に提出させることとする。

また、積算業務と技術審査・評価業務の分離体制を確保することにより、両者の情報を知る機会や知る者の数を限定し、情報漏洩の防止を図るものとする。

技術提案書における業者名のマスキングについては、これまでも実施されてきたところであるが、今回の入札書と技術提案の同時提出、情報管理の徹底等不正が発生しにくい制度への見直しに取り組む中で、企業名のマスキングの必要性について過度な事務負担となっていないか検証していく必要がある。



(2) 総合評価落札方式における評価の厳正な運用

談合業者に係る総合評価落札方式における評価については、談合により受注した工事に係る施工実績、工事成績及び優良表彰は、加点の対象としないものとする。

なお、他の発注機関が発注した工事に係る談合についても同様の扱いとし、公正取引委員会等に情報提供の協力を求めつつ、厳正な運用に努めるものとする。

(3) 情報管理の徹底

予定価格、調査基準価格、総合評価の評価点数、入札参加予定者名など

の機密情報に関する管理方法及び管理責任者について明確化・ルール化を行うものとする。

また、機密情報が含まれる文書の保管に当たっては、電子データとして保管する場合にはアクセス制限、パスワード管理等技術的セキュリティの強化を図るなど情報管理の徹底を図るものとする。

3 ペナルティの強化

(1) 談合業者のうち首謀者に対する違約金の引き上げ

談合業者のうち首謀者に対する違約金については、現行では、WTO対象工事で、かつ、刑が確定した判決において首謀者であることが明らかとされている者について、請負代金額の10%を15%に引き上げているところであるが、今回の事案にかんがみ、当該違約金引き上げの対象者をWTO対象工事であるか否かを問わないこととし、確定した排除措置命令等において首謀者であるとされた業者に拡大するものとする。

(2) 誓約書の提出者に対する措置の強化

談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、談合を行っていたことが明らかになった場合には、その経緯について書面による説明を求めるとともに、指名停止措置の実施に併せてその旨を公表するものとする。

4 再発防止策の実施状況及び実効性の定期的検証

(1) コンプライアンス推進本部によるモニタリング等

地方整備局長をトップとするコンプライアンス推進本部によるモニタリングを実施するとともに、コンプライアンスに関する取り組みについてホームページで公表し、透明性の確保を図るものとする。

また、コンプライアンス推進本部は、年度推進計画の実施状況について本省に報告するものとし、本省は、このうち再発防止対策の実施状況及び(3)の本省特別監察の実施状況について公正入札調査会議に報告するものとする。

(2) 事務所ごとの応札状況の透明化・情報公開の強化

入札談合の発見の端緒又はその抑止効果の一端を担う観点から、事務所ごとに年間を通じた応札状況の傾向等についてホームページで公表するな

ど透明化・情報公開を強化するものとする。

- ・事務所ごとの一般土木工事又は港湾土木工事の落札率（月平均・年平均）の公表
- ・事務所ごとの一般土木工事又は港湾土木工事の業者別年間受注額・受注割合の公表

(3) 抜き打ち本省特別監察の実施

今回、入札談合等関与行為が行われた事務所における入札情報の管理実態を見ると、これまでに本省が通知してきた再発防止対策についても十分に守られていなかったことが明らかとなっている。このような実態を踏まえ、談合情報対応マニュアル等に沿って提供された情報や事務所ごとの落札率、応札状況等の分析により、毎年度、一定の事務所を抽出して、再発防止対策の実効性の検証を行う観点から、本省主導による抜き打ちの特別監察を実施するものとする。

(4) 談合疑義案件に対する厳正な対応

本省は、地方整備局等の発注案件に関し、今回の事案のように悪質な談合等不正行為が行われている疑いがあり、かつ、社会的な影響が大きいと考えられるものについて、公正入札調査会議に報告するものとする。公正入札調査会議は、当該報告について調査審議の結果、重大な疑義があると認めるときは、地方整備局長等に対し、以下の措置を一定期間講ずるよう求めるものとする。

- ・事業者に対し、談合・不正のないことを誓約する旨の書面の提出を求めること
- ・応札可能な事業者の範囲の拡大その他実質的な競争性を高め、談合等を行いにくい競争環境を整備するために当該地方整備局等において適当と認める対策を実施すること

5 再就職の自粛要請

今回の談合事件で国土交通省直轄の土木工事発注に関与した企業や今後同様な事件が生じた場合にそれに関与した企業については、当該企業においてコンプライアンスが確立したと認められるまでの間、退職後の年数を問わず、退職者及び当該企業の理解を得て、国土交通省退職者の就職について自粛を要請する。

6 再発防止対策の周知

今回講ずる再発防止対策の実効性を高めるため、地域の建設業者を含む関係方面に対して、対策の趣旨、内容等について周知し、理解を求めるものとする。

7 その他

談合をはじめとする違法行為等を根絶することと併せて、発注者として、良質な社会資本の整備及び維持管理を行うために、建設企業の適正な価格での工事受注及び公共工事の品質のさらなる確保・向上を図る観点から、適正な競争環境を確保するなどの入札契約制度の見直しを含む建設生産システム全体の抜本的な見直しを進めていく。

また、地域の建設産業に関しては、厳しい経営環境の中で将来的にも地域を支え得る足腰の強い産業として構築していくことが重要な課題であり、公共工事の入札制度における適正な競争環境の整備や、将来にわたり地域の維持をはじめとした業務を行う施工技術のある建設業者とその担い手の確保・育成支援について、引き続き取組を進める。

平成31年度監察基本計画

1. 監察の目的

監察は、事務の合理的運営、官紀の保持、優良な団体又は職員の推奨及び不正行為の防止に関し、所管行政の改善向上に資することを目的として行っているところであり、平成31年度においては、昨今の所管行政を取り巻く状況にかんがみ、以下の観点に立って、定期監察及び特別監察を実施するものとする。

(1) 定期監察

定期監察は、監察の目的を踏まえ、関係部局等に共通の重要課題について実施するものとし、平成31年度においては、以下の取組について実施する。

1) 働き方改革に向けた職場環境整備に関する取組

国家公務員については、全府省の事務次官級で構成する「女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会」において、「働き方改革」、「育児・介護等と両立して活躍できるための改革」及び「女性の活躍推進のための改革」という3つの改革を柱とした「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針（平成26年10月17日）」が決定された。

国土交通省は、同指針を踏まえ、省を挙げた取組を強力かつ継続的に推進するため、「女性職員活躍とワークライフバランスの推進のための国土交通省取組計画（平成27年1月29日）」を策定し、平成32年度末までに達成すべき目標値を定め、これに基づいて総合的かつ計画的な取組を進めている。

このため、働き方改革に向けた職場環境整備に関する取組の状況を確認した上、不十分な事例があれば直ちに改善し、優良な事例があれば組織全体で速やかに共有することが重要である。

以上から、地方整備局等において、働き方改革に向けた職場環境整備に関する取組について、監察を実施する。

2) コンプライアンスの徹底に関する取組

コンプライアンスの確保は、組織全体に対する社会的な信用を維持することにつながるのみならず、組織本来の使命を果たしていくための下支えとなるものであって、業務執行の基盤とも言うべきものである。

以上から、コンプライアンスの徹底に関する以下の取組について、監察を実施する。

① 入札契約事務に係るコンプライアンスの徹底に関する取組

入札契約事務に係るコンプライアンスの徹底に関する取組につい

ては、不祥事が発生する度、組織全体で累次、強化するなどして再発防止に向けて推進していたところであるが、平成28年度、中部地方整備局の発注工事に関し、複数の職員が機密情報を漏えいするなどして収賄等の容疑で逮捕・起訴され、国土交通省に対する国民の信頼は再び大きく損なわれる結果となった。

このような状況下で国民の信頼を回復するために、組織全体において、入札契約事務に係るコンプライアンスの徹底状況について、特別監察における監察項目等を参照しつつ、改めて検証することが必要不可欠である。

以上から、地方整備局等において、入札契約事務に係るコンプライアンスの徹底に関する取組について、監察を実施する。

（なお、平成30年度から入札契約事務に係るコンプライアンスのさらなる徹底に向け、本省と地方整備局等が連携して統一的に取組を進めている。

② 許認可事務等に係るコンプライアンスの徹底に関する取組

地方運輸局等においては、交通・運輸事業の許認可及び監査、自動車の検査登録等に係る事務（以下、「許認可事務等」という）を多く担っている。特に、自動車の検査登録事務においては多くの個人情報保有していることから、その適切な管理が強く求められている。

一方、過去には度々個人情報の漏洩や個人情報の不適切な管理が問題となった事案が発生してきた。また、本省及び東京航空局においては、昨年、航空法に基づく許認可等の手続きについて、多くの不適正な業務処理が行われていたことが明らかになった。

以上から、地方運輸局において、許認可事務等に係るコンプライアンスの徹底に関する取組について、許認可事務等に係る適正性の確保や個人情報管理を中心に監察を実施する。

(2) 特別監察

特別監察は、所管行政に関する事務について、合理的運営の改善方針に重点を置き、本計画に従い、又は、大臣の指示に基づき、状況に応じて機動的に実施するものとし、平成31年度においては、前年度に引き続き、入札契約事務その他の業務の適正な執行等を確保するため、必要に応じて実施する。

2. 監察事項、対象機関及び実施期間

(1) 監察事項

1) 定期監察

- 働き方改革に向けた職場環境整備に関する取組

○ コンプライアンスの徹底に関する取組

2) 特別監察

○ 入札契約事務その他の業務の適正な執行等を確保するために必要な事項

(2) 対象機関

1) 定期監察

国土地理院

地方整備局（北陸、近畿、四国、九州）

北海道開発局

地方運輸局（北海道、北陸信越、近畿、四国、九州）

2) 特別監察

入札契約事務その他の業務の適正な執行等を確保するために特別監察を実施する必要のある機関

(3) 実施期間

1) 定期監察

第1～3四半期

2) 特別監察

年度内において随時実施

3. その他

本基本計画策定後、所管行政の改善向上に資するため、所要の監察を行う必要が生じたときは、適宜、上記監察事項以外の事項や上記対象機関以外の機関について、監察を実施するものとする。

「高知県内における入札談合事案に関する調査報告書」(平成25年3月)を踏まえた再発防止対策の実効性の検証を行う観点で特別監察を実施した場合は、その実施状況について、公正入札調査会議に報告するものとする。

以上